



接続約款変更届出書

西設相制第0000036号
2020年6月16日

総務大臣
高市 早苗 殿

郵便番号 540-8511

おおさかふおおさかしちゅうおうくぼんぼちょう

住所 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号

名称及び代表者の氏名

にしにっぽんでんしんでんわかぶしきがいしや

西日本電信電話株式会社

こばやしみつよし

代表取締役社長 小林 充

登録年月日及び登録番号

平成16年4月1日 第234号

電気通信事業法第33条第7項の規定により、別紙のとおり接続約款を変更するので届け出ます。

実施期日	届出後、速やかに実施します。
------	----------------

電気通信事業法第33条第7項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

1 適用

区分	内容
(1)～(28) (略)	(略)
(29) 波長多重機能に係る料金の適用	波長多重機能に係る料金については、光信号多重分離機能ア欄に係る料金と組み合わせで適用します。

2 料金額

2-11 その他の機能

区分	単位	料金額	備考
(1)～(22) (略)	(略)	(略)	(略)
(23) 波長多重機能	月額	187円	_____

新

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

1 適用

区分	内容
(1)～(28) (略)	(略)
(29) 波長多重機能に係る料金の適用	波長多重機能に係る料金については、光信号多重分離機能ア(ア)欄又はイ欄に係る料金と組み合わせで適用します。

2 料金額

2-11 その他の機能

区分	単位	料金額	備考
(1)～(22) (略)	(略)	(略)	(略)
(23) 波長多重機能	月額	196円	_____

附 則

この改正規定は、届出後、速やかに実施し、令和2年4月1日に遡及して適用します。